


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例				
	部課機関	市民部課税課、納税課				
<p>要 旨</p> <p>東大和市手数料条例の改正に伴い、東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>1 主な改正点</p> <p>(1) 第2条第1項の表のうち土地台帳又は家屋台帳の閲覧を削除する改正</p> <p>(2) 第6号様式の改正 土地台帳又は家屋台帳の閲覧項目の削除等</p> <p>(3) 第5号様式の改正 納税に関する証明の種類追加等</p> <p>2 施行日</p> <p>(1) (2) 平成29年4月1日施行</p> <p>(3) 平成29年1月1日施行</p> <p>3 影響および効果</p> <p>(1) (2) 登記所と重複したサービスの見直しが図られる。</p> <p>(3) 市民等の利便性が向上する。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済み						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。